



## プレスリリース

報道各位

### 受託契約準則の一部変更の認可について

平成27年3月12日開催の第216回定例理事会において、決議されました受託契約準則の一部変更につきましては主務省に認可申請しておりましたところ、平成27年3月23日付で別紙のとおり認可されましたので通知いたします。

以上

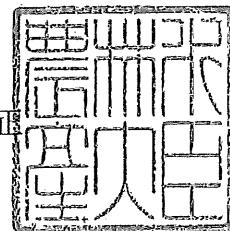
農林水産省指令26食産第4558号

大阪府大阪市西区阿波座一丁目10番14号  
大阪堂島商品取引所  
理事長 岡本 安明

平成27年3月13日付け27堂島商取発第27号をもって認可申請のあった受託契約準則の変更については、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の規定に基づき、申請のとおり認可します。

平成27年3月23日

農林水産大臣 林 芳



## 受託契約準則変更理由書

大阪堂島商品取引所

### 1. 変更の趣旨

受託会員の負担軽減等の観点から、金融商品取引業等に関する内閣府令の規定を参考に、委託者の保護に支障が生じない範囲内で、残高照合の頻度等を改正するもの。

### 2. 変更の内容

#### 第 22 条（委託者に対する定期的な残高の照合等）

残高照合通知書の発行について、現行毎月 1 回以上から、以下のとおり変更する。

- ① 委託者から預り証拠金の差し入れ若しくは預託を受けた日から最長 3 ヶ月に 1 回以上
- ② 直近に通知した日から 1 年間取引が成立していない場合であって、預り証拠金の残高があるときは最長 1 年に 1 回以上
- ③ 委託者から取引が成立した場合にはその都度発行することについて請求があったときには取引成立の都度

なお、本変更の実施日については、附則において、農林水産大臣の認可を受けた日（平成 27 年 3 月 23 日）とする。

以上

受託契約準則一部変更新旧対照表

大阪堂島商品取引所  
\_\_\_\_\_線は変更箇所

変更	現行	備考
第1条～第21条 (省略)	<p>(委託者に対する定期的な残高の照合等)</p> <p>第22条 受託会員は、委託者に対し、書面により、委託者から預り証拠金の差し入れ若しくは預託を受けた日の属する報告対象期間（1年を3月以下の期間ごとに区分した期間（直近に通知した日から1年間）を受ける取扱が成立していきの場合であって、預り証拠金の残高があるときは、1年又は1年未満の期間ごとに区分した期間）をいう。）の末日ごとに1回以上、次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剩額の返還について委託者の指示を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>2 受託会員は、前項の規定によるほか、委託者から請求があったときは、前項各号に掲げる事項を速やかに（委託を受けた取扱が成立した場合にはその都度前項各号に掲げる事項に係る通知を受けることについて委託者から請求があつたときは、当該取扱の成立の都度）通知しなければならない。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(委託者に対する定期的な残高の照合等)</p> <p>第22条 受託会員は、委託者に対し、書面により、定期的に毎月1回以上、次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剩額の返還について委託者の指示を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>2 受託会員は、前項の規定によるほか、委託者から請求があつたときは、前項各号に掲げる事項を速やかに通知しなければならない。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>(以下省略)</p>

附 則

平成27年3月12日開催の理事会において決議した第22条第1項及び第2項の規定の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成27年3月23日）から施行する。